

京都市上下水道局告示第20号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号及び第3号の規定に基づき代表者及び営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成18年8月18日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 届出業者名等

京都市右京区西京極新明町44番地

大東工業株式会社

代表取締役 松浦 利映

2 変更事項（代表者及び営業所の変更）

(1) 代表者の変更

松井正一から松浦利映に変更

(2) 営業所の変更

京都市右京区太秦井戸ケ尻町27番地の13から京都市右京区西京極新明町44番地に変更

(上下水道局下水道部管理課)